

件名	県職員の障がい者雇用について
受付日	令和6年6月7日
ご意見・ご提案の概要	<p>障がい者雇用を進めるため、岐阜県がお手本となって県職員の採用人数と受験資格を緩和し、知的障がい者限定採用を今すぐ実施してほしい。</p> <p>隣の愛知県、名古屋市は実施しているので、岐阜県でもやるべきだと考える。</p>
県の考え方	<p>本県では、令和5年度に障がい者限定の採用試験を一般の試験とは別に実施し、令和6年4月1日から5名が正規職員として活躍しています。</p> <p>今後も障がい者の方が活躍できる所属や業務内容を検討しながら、採用予定人数を決定してまいります。</p> <p>次に、受験資格の緩和についてお答えします。</p> <p>採用にあたり、障がい者の方が活躍できる所属や業務内容、既に正規職員として活躍する障がい者の方の年齢構成を勘案のうえ年齢要件を設けるなど、適正な職員数の維持や、適切な人事配置の観点から、一定の受験資格の設定は不可欠です。</p> <p>また、教養試験においても、正規職員として職務にあたるうえで必要な要件と考えており、今後も引き続き障がいの種別によることのない教養試験にて採用試験を実施してまいります。</p> <p>最後に、知的障がいのある方限定の採用試験の実施についてお答えいたします。</p> <p>本県では、現在、知的障がい者限定の試験は予定しておりませんが、障がいの種別によらない試験を毎年実施しており、今後も、積極的な障がい者雇用に取り組んでまいります。</p>
担当課	総務部 人事課 人事委員会事務局 職員課